

令和3年9月1日

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会  
代表 荒川 照明 殿

茨城県県民生活環境部  
資源循環推進課長

「産廃最終処分場の候補地選定に関する公開質問状」について（回答）

令和3年8月6日付けでご依頼のありました、標記の質問状について、別紙のとおり回答いたします。

なお、新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会の委員長宛て御依頼いただきましたが、同委員会の委員の任期は終了しているため、同委員会の事務局である当課から回答致します。

**【お問い合わせ先】**

茨城県県民生活環境部資源循環推進課  
新最終処分場整備室

電話 029-301-3015

FAX 029-301-3039

Eメール [haitai4@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:haitai4@pref.ibaraki.lg.jp)

2021年8月6日付け「産廃最終処分場の候補地選定に関する公開質問状」に関する回答

御質問概要	回答（新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会事務局）
<p>1 候補地唐津沢には「整備可能地の要件」に洪水災害対策が必須ではないか。広大な降水域を有する唐津沢の出口部分の候補地に対して、豪雨時洪水対策を考慮せずに、「地形に優れ、経済性にも優れている」との評価は、不適切だったと思われませんが、どの様にお考えでしょうか。</p>	<p>新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会では、選定の第1次スクリーミングにおいて、立地上の制約区域として、洪水時に浸水が想定される区域である「浸水想定区域」や「津波浸水区域」を除外した区域から、1次整備可能地の要件及び埋立規模要件を満たす整備可能地を抽出しております。</p> <p>また、産業廃棄物最終処分場の雨水対策については、8月11日付け「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関する異議申し立て」に対する県の考えについて』により回答しております。</p>
<p>2 唐津沢の地形は採掘により大きく変わっています。どのような資料で判断したか。選定理由欄には、「地形を活用し、低い概算工事費で建設可能」と表記されていますが、谷地形の地形をどのように活用し、どのようにして低い概算工事費とするのか根拠を示し、その当時検討された資料は、現状の急峻な深い谷地のものか、あるいは掘削前の広々とした穏やかな形状のものかについても示していただきたい。</p>	<p>整備候補地選定時の概算整備費については、8月11日付け「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関する異議申し立て」に対する県の考えについて』により回答しております。</p>
<p>3 3次整備可能地の外部搬入道路要件は県により変えられた。どのように思われるか。県自らが「外部進入道路要件」に違反して新たな搬入道路の建設を計画することは、貴委員会に対しても明らかに背信行為であると推察されます。事前あるいは事後にでも、審議などがあって委員会としては了承できる理由・要因があったのでしょうか。</p>	<p>「外部搬入道路要件」に反するものでないことについて、8月11日付け「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関する異議申し立て」に対する県の考えについて』により回答しております。</p>